

ボランティアグループ活性化等発掘支援事業（共同募金助成事業）

令和2年度 助成要領

1 目的

あらゆる分野におけるボランティア活動の促進を図るため、先進的な活動等を行うボランティアグループ・団体、NPO法人（以下「団体等」という）に対して助成を行い、県内のボランティア活動の向上に寄与することを目的とします。

2 助成対象団体

(1) 設立5年以内のボランティアグループ部門（1年以上の活動実績があるグループ）

- ① 平成27年4月1日から令和2年3月31日までに設立した団体等で、5人以上の会員を有する団体等を対象とします。ただし、同一団体等の助成は1回限りとします。

なお、下記（2）に該当する子育て支援団体等は助成の対象外とします。

- ② 法人格を有する団体は特定非営利活動法人（NPO法人）のみとします。

(2) 子育て支援ボランティアグループ部門

- ① 就学前の子どもの保護者や妊婦等への支援活動を行なっている団体等で、少なくとも月1回程度の定例活動日を定め継続して運営している団体等、または、運営する計画を立てている団体等を対象とします。なお、2年以上連続して申請する場合は新規事業であること、または、規模の拡大や内容の充実を図るなど事業を拡充することを要件とします。

- ② 法人格を有する団体は特定非営利活動法人（NPO法人）のみとします。

3 助成対象事業

次のいずれかに該当する事業で、助成決定後から令和3年3月31日までに実施する事業に助成します。

(1) 設立5年以内のボランティアグループ部門（1年以上の活動実績があるグループ）

- ア 先駆的・開拓的ないし実験的なボランティア活動事業
イ 地域課題の解決や地域福祉の向上に波及効果が期待されるボランティア活動事業
ウ 他のボランティアや地域住民の幅広い参加が期待できるボランティア活動事業

(2) 子育て支援ボランティアグループ部門

- ア 子育てサロン事業・異世代交流事業
イ 子育てサークル事業
ウ 子育て相談事業
エ 子育て支援研修事業
オ その他事業

アからエまでの事業のほか、本事業の趣旨に照らし社会福祉法人富山県社会福祉協議会・富山県ボランティアセンター（以下「県社協」という）が適当であると認めた事業

4 助成対象経費

直接ボランティア活動に必要な経費

科目	内容
諸謝金	講師の謝礼金等（※会員に対する諸謝金は対象外）
旅費	講師の交通費や宿泊費（※会員に対する旅費は対象外）
消耗品費	消耗品の購入費（用紙代、材料代等）
印刷製本費	パンフレットや研修資料等の印刷代
通信運搬費	チラシや資料等を送付するための切手代や宅配便料等
会議費	事業実施にあたり必要と認められる飲食代等 （※講演会等参加者への茶菓代、食事代、飲食代は対象外）
使用料及び賃借料	器具等のレンタル料や会場使用料等
機材購入費	事業実施にあたり必要と認められる備品等の購入費 （管理責任者が明確であることが条件）

※人件費、家賃、光熱水費など団体の運営経費や事務汎用機器（パソコン、プリンター等）は助成の対象外とします。

5 助成限度額

令和2年度の助成枠（総額）は1,300千円です。

設立5年以内のボランティアグループと子育て支援ボランティアグループそれぞれ各1グループに上限200千円以内とし、上記対象事業のうち特に重要と思われるものを重点的に採用します。

6 申込方法

所定の申込書を市町村社会福祉協議会へ請求し、申込書（様式1）に添付書類（会則、会員名簿、前年度決算書、当該年度予算書、その他活動内容のわかるもの等、また機材購入の場合は、見積書（写）、カタログ等）を添えて市町村社会福祉協議会へ提出してください。行政区域を超えて広域的な活動を行う団体等は、県社協へ直接提出してください。

※申込締め切りの第1回目は6月26日（金）、第2回目は9月25日（金）とします。なお、予算助成限度額に達した時点で審査は終了します。

7 選考方法

前項に記載する期日までに申し込みのあった助成事業について審査の上、富山県社会福祉協議会会長が決定します。

8 助成金の交付

助成決定を受けた団体等は、助成事業実施に関する承諾書（様式2）、請求書（様式3）を指定期日までに県社協へ提出してください。確認後、団体等の口座に助成金を振込みます。

9 事業実施時の留意点

- (1) 事業実施状況がわかるよう写真の撮影をお願いします。また、経費支出時には領収書（写）の保管をお願いします。これらは事業終了後の実績報告書に添付していただきます。
- (2) やむを得ない事情等により、事業を中止または変更する場合には、必ず事前に事務局にご相談ください。
- (3) 申請時と異なる機材を購入される場合には、必ず事前に事務局にご相談ください。

10 実績報告

助成を受けた団体等は、当該事業終了後速やかに事業実績報告書（様式4）及び収支計算書を、市町村社会福祉協議会を通じ、県社協へ提出してください。

なお、行政区域を超えて広域的な活動を行う団体等は、県社協へ直接提出してください。

11 助成金の返金

助成決定あるいは助成金の交付を受けていても、次の事項に該当する場合には、助成金の返金を求めることがあります。（様式5）

- ・助成対象期間内に助成対象事業が完了しなかった場合
- ・助成金に余剰があった場合
- ・事務局に相談なく事業を変更又は中止した場合
- ・事務局に相談なく申請時と異なる機材を購入した場合

12 その他

- (1) 必要に応じて、更に詳しい書類の提出を求めることがあります。
- (2) 選考結果は、市町村社会福祉協議会を通じ申込者に通知し、広域的な活動を行う団体等は県社協から直接通知します。
- (3) 助成が決定した団体等およびその事業内容等については、本会の広報誌やインターネット等を通じて一般公開します。

13 問い合わせ先

市町村社会福祉協議会

または、社会福祉法人富山県社会福祉協議会・富山県ボランティアセンター

〒930-0094 富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館3階

電話 076-432-6123 FAX 076-432-6124

ホームページ <https://www.toyama-shakyo.or.jp/>